

## 再び「詞に属する敬語と敬意とのかかわり合い」をめぐつて

——いわゆる「素材間の関係を規定する敬語」における表現主体の敬意の

考察と「謙譲語」における「謙譲」と「受手尊敬」との区別について——

坂本元太郎

### 一はじめに

#### 二 時枝博士の敬語説における問題点について

#### 三 いわゆる「詞の敬語」と表現主体の敬意との関係について

##### 1 「敬意」における二つの概念

- 2 素材が、話し手もしくは聞き手の客体化された場合における話し手の敬意とその対象

#### 四 「素材間の関係を規定する敬語」における敬意について

- 1 「詞の敬語」が重用されている場合の表現主体の敬意
- 2 「謙譲語」における「謙譲」と「受手尊敬」の区別について

再び「詞に属する敬語と敬意とのかかわり合い」をめぐつて

周知のように時枝博士の敬語説の大綱は、山田孝雄博士の「敬語法の研究」をテーゼとして成立した「国語学原論」第五章「敬語論」に示されている。博士の、いわゆる「詞の敬語」における表現主体——話し手および書き手——の敬意疎外の考え方に関しては、これを敬語法としての理論的視点からとらえようとする場合、安易な常識的敬語論では割りきることの困難な種々の未解決な本質的諸問題を提起していく、「敬語における敬意の介入または疎外の関係」をどのように把握し、どのように考えていくかによって、法としての敬語の本質・内容・種類にはじまる自覚的理論体系などの、基本的なことがらや領域に

わたって、きわめて大きな影響が生ずると考えてよい性質のものである。

本稿に先立つて私は、時枝博士の敬語説をめぐって、特に問題があるとみられる、(1)主として「国語学原論」を中心とした理論的矛盾、(2)詞の敬語と表現主体の敬意の関係の二点について——(2)に関しては古典文を対象として——管見を述べたのであるが、<sup>(注1)</sup>その時点では問題となつた事柄について、じゅうぶんに止揚しきれなかつたことも多く、また不備な点もいくつか散見されたので、本稿ではそれらを整理補足し、加えてそれに関する問題となるべき「素材間の関係を規定する敬語と敬意のあり方」および「受手尊敬」ということの適否に論点をしづつて考察をしてみたい。

## 二 時枝博士の敬語説における問題点について

「言語過程説」を立論の基盤とし、敬語を「詞」と「辞」とに大別することに始まる時枝説は、国語における敬語の基本構造を説明したものとして画期的なものであり、そこに必然的な理論展開の相を見ることができる。一方、敬語論としては從来と次元を異にした特異な体系をもつものだけに、以後、現在に至るまで時枝説超克のかたちをとりながら研究がすすめられてきたのが実情である。<sup>(注2)</sup>

時枝説にとって、甚だ部分的で、体系以前のことがらについての立論にとどまるものであるが、特に問題となると考えられる点、およびじゅうぶんに統一的であるとは考えられない点について要約してみると次のようになろう。

### I 「詞の敬語」の定義について——

敬語は(a)言語主体の敬意に基く表現であると同時に、(b)言語素材についての上下尊卑の関係の識別という二つの条件を具備するものしながら、結果的には(b)項のみが強調され(a)項は否定もしくは軽視されてしまったこと。<sup>(注3)</sup>

II 「詞の敬語」のなかの、「素材と話し手との関係規定を表わす敬語」と「素材間の関係規定を表わす敬語」とにおいて表現主体の敬意のかかわり合いや、あり方をめぐる説明が必ずしも統一的ではなく、同じ「詞の敬語」でありながら、後者の場合は表現主体の敬意を疎外して、單にそれによる素材間の上下尊卑の関係の認識にとどまるものと考えられ、一方前者の場合は、話し手の、素材に対する敬意の介入できる余地が残されているような説明に変質してしまっている点。<sup>(注4)</sup>

基本的かつ普遍的な敬語法の原理の確立を試みる意味からも以上の諸点は取り上げられなければならないが、I 「詞の敬語」において、表現主体の敬意がかかわりを持たないとすると、それはなぜ敬語と言うに値するのか。また、敬語をどう考え、ど

う規定したらよいのか。II 表現主体の敬意は、果して「詞の敬語」——とくに「素材間の関係を規定する敬語」の場合にはかわりを持たないものなのか、どうか。という問題が次に論究されなければならない。

博士は、「敬意をさし表はす処の表現」——たとえば「尊敬スル」「敬フ」などの語——は、敬意の概念的な表現なのであって、具体的な場面による制約を受けないものとされ、したがって倫理的変容による表現ではないから、これらを敬語として扱うことができないとし、(この点については諸家の考え方も一致)敬語を規定して、次のように論じている。

敬語は常に言語主体の敬意に関するものであって、その中に猶、敬意に基く表現と、敬意の直接的表現とを区別することが出来、前者は詞に属するものであり、後者は辞に属するものであつて、(中略)この中、明かに主体的敬意の対象を知ることが出来るのは、第三の場面の制約による主体的なものの直接表現の場合(注一つまり「辞に属する敬語」)による場合のこと——坂本)だけである。(「国語学原論」四三八頁)

また「敬意に基く表現」であるが、「詞の敬語」は客体的な事がらの表現だから、主体的な敬意を表現することができないとの観点から、

この種の敬語(注一「詞の敬語」)のなかの「素材間の関係規

再び「詞に属する敬語と敬意とのかわり合い」をめぐって

定を表わす語」のこと——坂本)になると、話手の、誰々に対する敬意の表現といふよりも登場人物の甲乙について、その上下尊卑に対する話手の識別と表現したものと解する方が適切である。(「古典解説のための日本文法」一九〇頁)

と論じて、かなり明瞭に話し手の敬意の介入を否定する。「国語学原論」にも、もちろん、より原理的なかたちでこの点に言及されているが、要するに「詞の敬語」は、「敬意に基く表現であり、話し手の、素材、または複数からなる素材間の上下関係や尊卑関係の識別の表現なのであって、敬語法の目的は、こうした関係をわきまえ表現するところにあるのだ」という結論になる。したがつて敬意に基いていても敬意の直接的な表現ではないのだから、当然、敬意の対象ということもありえないわけだ、一般に考えられる「誰の」「誰に」に対する敬意かといった詮索も始めから成立しえないことになるわけである。

以上、甚だ概括的ではあるが、表題に直接関係する部分に限つて紹介したが、再びテーマにもどつて考察を加えたい。

### 三 いわゆる「詞の敬語」と表現主体の敬意との関係について

「詞の敬語」をこのように規定することは、時枝説としては理論上必然的なものであり、体系として矛盾を見出せないもの

なので、したがつて私がここで論究するテーマの意味および意図は、博士の言う「詞の敬語」について、それを敬語法全体の総合的、一般的見地から見直し、より普遍的な理論を見出すことができれば、という考え方から、もういちど敬語法全体の立場からとらえ直そうとするものである。

### 1 「敬意」における二つの概念

先生、K君も一緒にうかがいます。<sup>a</sup>

右の表現で、a 「うかがう」の語について、時枝説では下位者Kの客観的な事がらの表現と考え、話し手の、素材（先生とK）間の上下関係を規定したものであり、敬意は、「うかがう」という語の概念、内容に存在するのではなく、その概念的把握の上に認められるものと説明する。このことはつまり、表現者がこの語を、同義の対応する言語系列のなかから選択し、抽出した意識の中に敬意が認められるということなのであるから、博士の言われる「敬意に基く表現」とはそうした意味なのだと考えられる。一方、「辞の敬語」のb 「ます」の機能は、場面としての聞き手である「先生」（素材としての「先生」ではなく）に対する、話し手の直接的な敬意を表わしたものと説明される。たしかに一貫性をもつた理論なのであるが、「敬意に基く表現」における「敬意」と、「敬意の直接的表現」においての「敬意」とでは、その質的な具体性の上で果してどういう点に

違いを認めたらしいのであろうか。「詞の敬語」は、すでに「二」の項で触れたとおり、(a)事柄の上下尊卑の関係の概念的識別を表わすものでありながら、同じ次元で(b)表現者の敬意—この例では、「うかがう」という変容した語を選択した話し手の敬意（ここでは謙意）は否定していないという結果となる。

日常の具体的な言語活動の場から考えると、素材である先生とKは、表現者のとらえ方や心理から見て、等関係や等距離にあるものではなく、表現者が自分との関係で素材を認識し、その認識された関係が表現者の主体的な敬意に支えられて、始めて敬語的定着を見るのだと考えられる。語の内容ではなく、語の選択自体が意味する表現者の敬意を否定しない以上、具体的な敬意の対象が存在するはずなのだし、またすでに述べたように、同じ「詞の敬語」でありながら「素材と話し手の関係を規定する敬語」の場合にかぎり、表現者の敬意が間接的にでも介入しうるというのはやはり問題が残りそうに思われるのだが、その点はいかがなものであろうか。

それにしても「詞」と「辞」の敬意は、ともに表現者の敬意に変りはなく本質的に同質のものと考えられるのだが、ただ、しいて差異が認められるとすれば、素材に関する場合と対者（聞き手）に関する場合の、敬意の方向が異なる点と、敬意の表現形式一つまり、敬意の間接的表現に対する直接的表現とい

う点でしか区別ができないと思われる。この点、辻村敏樹氏はただ、その場合、語の選択において間接的に敬意表現がなされるのだとしても、敬意表現という以上、そこに敬意の対象は考えられてよく、したがって前記のように△明かに主体的敬意の対象を知ることが出来るのは、（中略）場面の制約による主体的なものの直接的表現の場合だけである。▽とすることにはなお問題が残りそうであり……

〔「講座日本語の文法」第二巻二三六頁と二三七頁〕

と述べて問題を提起しているが、今後を俟つて明かにすべきことと思う。

## 2 素材が話し手もしくは聞き手の客体化された場合 における話し手の敬意とその対象

話し手、聞き手、素材の関係についての規定として次の説明がある。

僕は君にお話しよう。

右の僕は話し手の素材化されたものの表現であって、眞の話し手は、僕といふ語を表現する主体それ自身であるから、絶対に素材ではあり得ない。又君は聽手即ち対者の素材化されたもので、聽手は、「君に云々」の表現を受ける者であって、これ亦絶対に素材ではあり得ぬ處の場面的対象である。

再び「詞に属する敬語と敬意とのかかわり合い」をめぐって

〔「国語学原論」四五九頁〕

「君」および「僕」が、それぞれ聞き手および話し手と実質的に同一人物であっても、素材として客体化されたものと俊別する考えは、「話題」とか「素材」ということの概念をどう規定するかということにかかわり合うのであるが、話し手の敬意が認められてよいのは、このように素材が、話し手または聞き手自身の客体化されたもの（第一人称者、または第二人称者）である場合にこそ明白であると考えられる。これについて、

偶々丙或は丁が、第一人称者として話し手甲と同一人物である、「私はいただいた」「私は差上げる」等といふ場合であつて、それはかかる敬語を使用する話し手と、かかる動作の主体「私」が合致した為に起てる錯覚である。この場合にもこれらの語が表す處のものは、客体化された第一人称者「私」と丙或は丁との関係であつて、話し手と丙或は丁との関係ではない。

〔「国語学原論」四七二頁〕

と話し手と第一人称者との分離を明快にし、話し手の尊敬、謙譲ということを否定する。「詞の敬語」を、聞き手への敬意を表現する「辞の敬語」と区別することは理解できるが、そばかりは言い得ないようにも考えられるし、また実際にはかなり煩雑な説明となつてくるのではないだろうか。<sup>(注7)</sup>

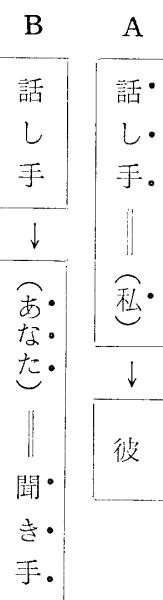
A 彼には私がさしあげましよう（話し手＝素材「私」）

B あなたもお出かけになりませんか(聞き手+素材「あなた」)

丙が丁にいただく。

A は、素材が話し手の、B は素材が聞き手のそれぞれ客体化

された対象であるからこそ、話し手の敬意は、実質的には素材としての「私」や「あなた」を媒体として、場面的対象としての聞き手である「あなた」や素材としての「彼」に対して向かれたものと理解し、単純に



という方向として考えた方が、自然でありのぞましいと考えられるのである。

「詞の敬語」と敬意との関係について、かりに全面的に話し手の敬意を疎外する考えに立てば、「話し手と素材との関係規定語」における敬意(たとい間接的敬意であつても)の介入も認められないし、また、その介入を認めるならば、「素材間の関係規定語」の場合のみ例外とするのは不自然と考えられる。話し手疎外の考えについては、石坂正藏氏の詳論があり、<sup>(注8)</sup>また辻村敏樹氏は次のような示唆に富んだ見解を述べられている。

丁が丙に下さる。  
丁が丙に差上げる。

以上のようにみてくると、「詞の敬語」の場合には表現者の敬意の介入はありえないというようには必ずしも論断できないのではないかと考えられるが、次に主として、古典文を中心につ

「下さる」「いただく」「さしあげる」「などのことばが、丙丁間の関係の認識に基いて用いられることは認められるとしても、ただそれだけの認識からは、必ずしも右のような表現は出て来ないのであり、別に丙ないし丁の一方が話し手より上位である(と考えられる)ことが必要だからである。つまり素材丙丁間の上下尊卑の関係は必要な条件ではあっても、十分な条件ではなく話し手と素材丙ないし丁との関係の認識が加わってはじめて敬語表現の成立に十分な条件となると言うことができる」<sup>(注9)</sup>。(講座日本語の文法) 第二巻二三八頁)

「敬意」という語を用いての説明ではないが、「現代の敬語」(共文社)――「注9」参照――の中でも「この種の語を用いることによって」生ずる「話し手の敬意や謙意」は間接的ではあっても肯定されている。したがって「素材間の関係を規定する敬語」についても、話し手と素材とは断絶の関係にあるものではなく、「間接的敬意」の介入が成り立つるとの見解に立たれるものと判断される。

問題を探つてみることにする。

#### 四 「素材間の関係を規定する敬語」における

##### 敬意について

###### 1 「詞の敬語」が重用されている場合の表現主体の敬意

者の敬意の側から説明した方が、むしろ適当であり無理のない場合も多いのであって、この種の具体例を例外として扱うことはできないようと思う。したがつて私はそのような仮説に立て以下考究をすすめていきたい。

現代語のように限定されたかたちではなく、古典語の場合にはとくに異種の敬語の重用される現象が多くある。なかでも現代語ではない、またあっても極めて不自然な「詞の敬語」（通

a 「さぶらふ」、b 「給ふ」の敬語表現から帰納される素材間の上下関係は、言うまでもないことながら、

〔「源氏物語」桐壷〕

a — 素材間の関係の規定 — (帝▽女御・更衣)

b — 表現者と素材の関係の規定 — (女御・更衣▽表現者)

となり、素材である人物相互の客観的、固定的的事実としての身分関係と完全に一致していて矛盾がない。時枝説が最も効果的で的確なのはこうした場合であつて、したがつて表現者の敬意ということをとりたてて問題にしなくてもよいのである。しかし古典文の中には、客観的な事実としての上下尊卑の関係と、敬語表現から帰納されるそれとの間に、決定的な不一致や背反のみられる場合が数多くあり、こうした場合には時枝説に拠るかぎり説明がつきかねるように思われるのである。

「詞の敬語」が重複して用いられた例を考察すると、場合によつては、どうしても話し手（作者）の敬意を介入させて考えないと説明できなかつたり、しつくりしないようなこともあら。実例から帰納する限り、表現者による素材間の上下や尊卑

再び「詞に属する敬語と敬意とのかわり合い」をめぐって

村上の御時に、宣耀殿の女御と聞えけるは、小一条の左の大

臣殿の御むすめにおはしけると、誰かは知り奉らざらむ。まだ姫君と聞えける時、父大臣の教へきこえたまひけることは……

(「枕草子」第二十一段)

「きこえ」の語によつて判断される表現者の、素材間の上下関係についての認識は、「姫君▽父大臣」ということになつてしまつて上下尊卑の識別がなされてはいるけれども事実としての身分関係からみて不自然な結果となつてゐる。敬語表現において、素材の上下尊卑の認識が表現主体の主観的判断にまかせられるものであり、この例もにみられるように事実としてのそれと著しく背反してもよいものならば問題はないのであるが、敬語表現が、表現者の敬意を基とし、ある程度、素材の社会的事実としての身分関係をもわきまえ、それに即して待遇したもののという視点からすると、両者は一致の関係かもしくはすくなくとも著しく背反しない関係にあることが原則であり基本的ではないであろうか。一もつともこの例の場合にかぎつて言えることは、娘とは言つても公的には「女御」なのであるから表現者が一方の事実をとらえて、「女御▽父大臣」という関係を考えたとすると、表現者のこの認識も必ずしも不自然なものと言えないかもしれないが、——実例に見るかぎり、親が子に対して、身分の高い者が低い者に對して謙譲語による謙意を表わしている場合がすくなくなく、なかには帝がその子に謙意を表わ

したものも見え、説明のつきかねることになるのである。

この点に關して、敬語表現における上下尊卑の関係は、「必ずしも社会的な階級や身分の上下を意味」するものでなく、「話手の立場として、待遇上の上下関係が認定されることが必要なのであり、しかもそれだけで十分である。」と言う考え方もあるが<sup>(注11)</sup>、水島義治氏は批判的立場から次のような見解を述べられている。

「先生」自身の言葉として、「先生が太郎に本を上げよう」という場合、「これは先生よりも太郎の方が待遇的に上位にあることになる」というのであるが、これはそのまま尊卑の関係にあてはまるだらうか。「待遇的上位」とは實に都合のいい言葉であるが、このようにしてまで謙譲語に話題の人物相互間の上下尊卑の関係を認めようとする必要があるだらうか。

(「日本大学文理学部(三島)研究年報」第十五輯  
「あはれがり聞え給ひて」)

また、この問題の周辺にある事情として考慮されてよい事は、中古における敬語意識のありかたである。玉上琢弥博士は、古典文——特に平安時代では、現代語の場合よりも敬語の使い方の基準が、客観的固定的な身分関係によつていたと考えられ、したがつて一方では、聞き手への配慮のために、話題の人物への敬意の表現をさしひかえることは現代ほど強くはなかつたと

いうことを述べられているが、このことは、表現者における敬語表現が主観的な判断で加減されるよりも、社会的な身分関係に規制される面の強かつたことを意味するものと言えよう。

(帝)「今日の試楽は青海波にことみなつきぬ。いかが見給ひつる。」<sup>a</sup>と聞え給へば、あいなう御いらへ聞えにくくて、(藤壺)<sup>b</sup>「ことに侍りつ。」<sup>c</sup>とばかり聞え給ふ。

(「源氏物語」紅葉賀)

右の文において、複項からなる素材（話題の人物としての帝と藤壺）間の関係を表わす語として **a c d** の「聞ゆ」があり、さらにまた、**a** と **d** の「聞ゆ」は、表現者（作者）と素材との関係を表わしているところの **b** と **e** の「給ふ」（四段）と重用

されて、いわゆる異種の「詞の敬語」の組み合わされたものと考えることができる。——もとともに、辻村敏樹氏が指摘されたように、<sup>(注13)</sup>「聞ゆ」を「仰す」と同義に考えることもこの場合によく、「聞ゆ」を「聞ゆ」と同義に考えるものが妥当である。——**a c d** の「聞ゆ」について、今は他動詞や行下二段と考え、「言ウ」の謙譲語と解するのが妥当と思う。——**a** の「聞ゆ」の動作の主体は帝、客体は藤壺であるに対し、**c** と **d** の「聞ゆ」の動作の主体はいずれも藤壺、客体は帝である。この敬語表現に即して、素材間の上下関係を規定してみると次のようになる。

再び「詞に属する敬語と敬意とのかかわり合い」をめぐって

**a**—(作者による素材間の関係規定)—(藤壺▽帝)

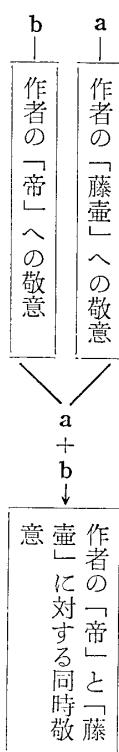
**c**・**d**—(作者による素材間の関係規定)—(帝▽藤壺)

**b**—(作者と素材「帝」との関係規定)—(帝▽作者)

表現者の認識が、単なる待遇上の上下関係にとどまることで十分であるなら不合理は起きないが、素材の上下関係についての作者の認識は、**a** と **c d** の場合ではちようど正反対になっている。同一場面のなかで、同一の素材について、同じ作者による認識において、明かに統一を欠いているし、また **a** に見られる上下関係のように素材間の社会的な身分としての上下関係に背反している結果ともなっている。

この点、帝▽藤壺という関係が事実としてあるのに、そのいずれに対しても「聞ゆ」という敬語を使用しているのは、素材についての上下関係や尊卑関係の識別やわきまえのみを作者が表わしていると考えるよりも、作者の、素材に対する主体的敬意が同時に介入しているためによるものと考えるのが適当であろう。次の章で詳論するが、右の「聞え給へば」における「聞え」の機能は、動作主である帝を低めることに目的があるのではなく、(その意味から、従来のように「謙譲語」として扱うのは適当ではない。) 動作の客体である藤壺への積極的な敬意つまり「受手尊敬」ということに目的があると考えられ

ねばならない。したがって、同じ「聞ゆ」の語による表現でありながら、その上下関係が統一的でなく、また社会的事実としての身分関係と一致していないことも、話題の人物の中の、動作の受手に対する、作者の主体的な敬意の表われとみると、よって解決できると思われる。そうした視点から「聞え給へば<sup>a</sup>」という表現は、



という図式によってその機能が表わされよう。「詞の敬語」もやはり表現者の敬意にかかわり合いを持ち、それ故にこそ敬語としての名に値するものであると考えられる。

## 2 謙譲語における「謙譲」と「受手尊敬」との区別について

敬語の種類とか分類の問題は、(1)敬語およびその機能をどうみるか、(2)起源と発達の相の中でどう敬語をとらえていくか。

前者は①敬意の方向や対象から、②人称から、③行為の主体からというような三種の基準がありうるが、後者は敬語の発展についての段階的位相を中心としたものと考えられるもので、その基準は一様ではない。(2)は別としても、(1)場合についても種々の見解が提起されているのであって、いわゆる「謙譲語」をどうみるかということにおいても、話し手と聞き手と素材の関

係に立ち返って再確認する必要がありそだし、①②③の三つの基準についても総合的に検討を加えられなければならないが、窮屈的には敬語の概念にかかわる問題であり、また結果的に敬語の分類につながるものだけに甚だ複雑な問題である。

従来のいわゆる三分法における「謙譲語」に限って考察しても、名称はもとより、広狭さまざまな規定や分類が試みられている現状にある。たとえば、石坂正藏氏の「敬語的自称」、辻村敏樹氏の「下位主体語（＝謙称）」・玉上琢弥氏・渡辺実氏・遠藤嘉基氏などの「受手尊敬」と「自己卑下」の区別、馬淵和夫氏の「対象尊敬語」と「謙譲語」との別などがそれであり、またその概念規定においても種々の見解に分かれている。玉上琢弥氏は、「一般には敬語を尊敬と謙譲とに分けて考える人が多いようである。このような考え方によると、前にわたくしが名づけた受手尊敬の敬語動詞や敬語助動詞も謙譲に含まれることになる。<sup>16)</sup>」と謙譲語との関係を述べられ、佐伯梅友氏は、作者が話題の二者に敬意を向ける言い方——いわゆる二方面への同時敬意の場合について、玉上氏とは裏返しの表現を用いて、「こういう場合には、謙譲語という名はまぎらわしいのであるが、しばらくこの名を用いておく。<sup>17)</sup>」として疑義をさはさんでおられる。玉上氏・渡辺氏・遠藤氏はほぼ同じ見解に立たれ、「自己卑下」の敬語を設けて「給ふ」（下一段）を属せしめ、それ

以外はすべて受手尊敬語とされる<sup>(註18)</sup>。馬淵和夫氏は同じ謙譲でも、話題に関する場合を「対象尊敬語」に扱い、話し相手に対する「謙譲語」と区別される<sup>(註19)</sup>。それに対し金田一京助氏は、「目的格への敬称」とされつても一方では「謙譲語」も残しておられるようである。(たとえば「さしあげる」「奉る」などの語は、玉上氏とちがつて「目的格への敬称」のなかには含めないで「謙譲語」として扱われている。)「自己卑下」の「給ふ」(下二段)は実質的な概念をもたず、補助的に用いられるので、その点で「いただく」「さしあげる」などと区別することも理解できるが、自体(絶対)謙称「いたす」の語を一樣に受手尊敬として扱うことはどうなものであろうか。その点で、馬淵氏が「対者尊敬語」を話題についての敬語に含めて考え、話し相手に対する「謙譲語」や「丁寧語」と別に扱われている点、穩当のように思われる。一石坂氏の敬語的人称による分類もこうした問題を包括して割り切っている点で明快だと言えようか。

結局、謙譲語をどう規定するかということに帰すわけであるが、揺れている原因は、1 敬意の対象を中心とするか、2 行為の主体を中心とするかのほかに、3 動作主が話し手(または書き手)自身とそれ以外の場合、それに関連して敬意の対象が聞き手と、聞き手以外の素材の場合といった具体条件をどう考えるかという点にあると思われる。

再び「詞に属する敬語と敬意とのかかわり合い」をめぐって

敬意の対象の側からのみ論ずると、謙譲語はすべて受手尊敬語と言えるわけであるが、その場合、3に述べた具体的な場の条件を考慮しなくてよいであろうか。私自身もまだ結論を得ていないのではあるが、謙譲の中にも敬意の謙譲的表現一つまり自分自身がへり下つて結果として聞手を相対的に高めることーに目的がある場合と、はじめから動作の受手である素材を高めることに目的がある場合があつて、両者は同じ次元で論断できない点がありそう気がする。たとえば、

a 私がご案内いたしましょう。

b 社長には課長がお知らせ申したことと存じております。

aは話し手自身が話題の主語であり動作主である。したがつて、できるだけ話し手自身を低めた表現であるのに對し、bは話し手の係長が、動作主の課長を低めることに目的があるのでなく動作の受手である社長を高めることに意図があるので、話し手の敬意の表現と見てよい。むしろ話し手が、客体化されたaの場合にこそ謙譲や謙遜の意味が適切なのであって、bのように話し手以外の動作について受手を尊敬する場合と比較してみると、a・bのいずれもが、動作の主体を低めるという点では共通していると言えるが、bはaのように動作の主体を低めることに意図があるのでないから、方法は同じでも、その目的は全く異なっているのである。そうした意味で両者は区別

して考えるのが適切であるうと考える。

「受手尊敬」とか「客体尊称」、「目的格への敬称」などの見解が最も典型的にあてはまるのは、前述の「詞の敬語」の重用——「謙譲語+尊敬語」の場合である。表現者が、尊敬語によって、動作主を待遇していることと、謙譲語によって動作の受手を待遇し、ともに両者を敬意の対象としていることは、目的的には同一なのである。

国語では受手尊敬の敬語は、広義のいわゆる謙譲語によってしか表現されないので、敬意の対象は受手にあるとしても、方法的には動作主を低めるかたちをとらざるをえない。それにしても、こうした敬譲の自由さ——話し手が一層格下げした動作主を再び高めて待遇することが自由に行なわれたのは、人間関係が固定的で、社会的な上下関係に束縛され、話し手の自主性に任せられなかつたという時代的な事情にもよるのではないかと思うのであるが、こうした現象がいわば習慣的なものであるだけに、そこに話し手の、動作主を低める意図を見出すことが無理であり、当を得ないのではないかと考えられるのである。

## 注

- (1) 「詞の敬語と表現主体の敬意との関係について」——「国文学」学  
　　燈社・(昭和四十二年八月)
- (2) 古典読解を通して帰納された玉上琢弥博士の、二類四種に分類し

た実践的な敬語論。石坂正藏氏は三分説に立ちながらそれを更に継承発展させ敬語的人称説を唱えて新たな三分類を試みられ、辻村敏樹氏は、美化語と対者敬語とを素材との関係のしぐあいで分けて考え、時枝説を基盤にして、行為の主体を中心とした基準のもとに二類四種に分類され、ほかにも馬淵和夫博士の二類四種の新しい分類、岡村和江氏、宮地裕氏などの諸家の優れた研究がある。

(3) 「国語学原論」四三八頁、同四四一頁。

(4) 「国語学原論」四四〇頁、同四七〇頁、四七二頁。

(5) 時枝誠記「古典解釈のための日本文法」一八五頁・一九〇頁、石坂正藏「敬語法」(「日本文法講座」第一卷三〇三頁・三〇四頁)

(6) この点に関しては、水島義治氏の次の説明がある。

学生が直接先生に向って「先生も御出席なさるそうですね」と言ったような場合も、なお先生は話題の人物あるいは第三者と見なければならぬのであるか。登場人物とか第三者とか言う言葉がふさわしいのは、クラスの担任教授が病氣で入院したことを、クラス委員の学生が教室でクラス全員に、次のように伝えたとする。  
昨日の午後、先生が疲労による胃腸衰弱のためN病院に御入院なさいました。(中略)

この場合の「先生」こそ話題の人物であり、第三者である。(「日本大学文理学部(三島)研究年報」第十五輯「あはれがり聞え給ひて」)

と述べ、さらに、「先生も御出席なさるそうですね」という例について、(1)「直接先生に言いかけたとする場合」と(2)「先生のこと自分より目上の人へ話した場合」の二つの場合があるとし、「話題の人物とか第三者とかいうのは(1)の場合をさすとするのが自然であろう」と述べられている。

(7) 課長さん、私もまいりましょ

「課長さん」＝聞き手、「私」＝話し手と考へて、「ます」は聞き手としての「課長さん」に対する話し手としての「私」の敬意、「まいる」は、素材としての「私」と素材としての「課長さん」との関係の表現となるが、その点もっと単純に考へてよいのではなかろうか。

- (8) 詞の敬語法のうち、「話し手と素材との関係の規定」においては話し手の敬意の入る余地があるが、「素材と素材との関係の規定」においてはその余地がない。(中略)しかし素材と素材との関係の規定も「敬意に基く表現」である以上、やはり話し手の敬意のかかわりを持つていなければならない。実際素材間の関係には話し手の敬意の関与があるのであって、その点において詞の敬語の二領域には本質的な相違はなく、ただ單項か複項かの違いを見る方が適当である。  
 (9) 辻村敏樹氏の考え方とは、敬語を敬意の側からとらえるのでなく、行為の主体を中心として、それを基準にして分類を試みたものと考えられる。この点では時枝説と基本的に一致しているわけだが、氏はさらに敬意との関係をめぐって次のように論じられている。
- 次にいわゆる尊敬語を上位主体語、謙譲語を下位主体語などという独自な名で呼んだのは、素材敬語というものが、本質的には素材の上下・尊卑のあり方を表現するものだと考へたからですが、この種の語を用いることによって話し手の敬意や謙意は間接的に表現され得るので、これを通説に従って敬称・謙称と呼ぶことも差し支えないと思います。
- (10) 「帝は」一の宮を見奉らせ給ふにも、若宮の御悲しさのみ思ほし出でつ……(源氏物語)
- (11) 篠島 裕「国語学」二二二頁・二二三頁
- (12) 「源氏物語の解釈文法(敬語)」(「時代別・作品別解釈文法」所
- 再び「詞に属する敬語と敬意とのかかり合い」をめぐって

取

- (13) 「講座日本語の文法」第二卷 二四〇頁  
 (14) 金田一京助「国語の進路」「増補国語研究」  
 (15) 時枝誠記・山田孝雄両氏のほか現在では「注(2)」に述べた諸家などがある。

- (16) 「源氏物語の敬語法」(「講座解釈と文法」第三卷二一九頁)  
 (17) 「古文解釈のための古典文法要講」一八七頁  
 (18) 遠藤嘉基・渡辺 実「古文解釈の方法」一八頁(一〇頁)  
 (19) 馬淵和夫「古文の方法」

## 付 記

話し手の敬意介入の問題と、謙譲語の分類をめぐって管見を述べたのであるが、紙数の関係もあって十分に意を尽すことができなかつたこと、および諸家の説についての理解が十分でなかったことについてお詫びするものである。また、この論文を書き終えてから、北原保雄氏が「敬譲(きこゆ・奉る・たまふ・侍り・ます)」と題する論文の中で、敬語と敬意の問題を論究されているが、(「解釈と鑑賞」・昭和四十三年十月特集増大号・「日本語の助動詞の役割」)その中で、「素材と話手との関係の規定」というとき、その素材は常に主格であつて、客語の素材と話手との関係を規定するものがない」という点に着目し、詳論されている。注目すべき見解として引用させていただくものである。とにかく、言語現象の複雑性、多様性から言って敬語理論を統一的に律することは困難なことであるが、再び敬語成立の原点にもどって考察をすすめたいものと思う。

(昭和四十三年八月十八日)